

環境報告ガイドライン等改訂に関する検討委員会（第3回会合）
議事要旨

- | |
|--|
| <p>1. 日時：平成24年1月26日（木）15:00-18:00</p> <p>2. 場所：全日通霞ヶ関ビル 8階 「大会議室A」</p> <p>3. 出席者：上妻委員長 市村委員、魚住委員、加藤委員、國部委員、佐藤委員、
富田委員、八木委員</p> <p>事務局：環境省 小林上席参与、正田課長、猿田課長補佐、佐藤環境専門調査員
みずほ情報総研 熊久保、寺鍛冶、村上、並河</p> |
|--|

1. 第4章まで について 討議

C. 第一部のタイトルにある「基礎的」は削除。p.7の中扉も同様。（上妻委員長）

C. 改訂ポイントにて、ISO26000についても、一言言及する。p.5（上妻委員長）

C. 表中の「 」の意味が判りにくい。p.55（富田委員）

A. p.52に記載の「KPI」と整合させることを想定していた。これについては、説明を加える。（猿田課長補佐）

C. 「KPI」に関連して、普通の「パフォーマンス・インディケータ」という言葉が出てこないため、判りにくいと思われる。p.28など（富田委員）

A. 今の実務の実態では、環境に関してEPIが掲載されている。今後は「KPI」と呼ばれるようなものに移行してゆくことを念頭において整理している。そうした点について、もう少し説明を加えることとする。（上妻委員長）

C. 参考開示様式について、様々、ご意見もあろうが、「参考例」という位置づけだから、あまりこだわり過ぎなくてもいいじゃないか、という話はあるかもしれない。ガイドラインとして、ここまで手取り足取り示すものかという点は気になる。p.52、p.55など（古田委員など）

C. ガイドラインとして、簡潔に、理解しやすく、事業者の方々が使っていくということを考えると、複数の書き方がガイドラインの要約の欄のところに載っているというのは、それはそれで検討の余地もあるだろう。國部委員がおっしゃったように、1のほうの時系列で、KPIの一覧だけ載せてしまう、というやり方は、まあ合理性があるだろうと。で、もう1つのところというのは、内部のその、目標を実際にひいたところに書かれるものですから。これについてはまた別途欄使うといったふうにするか、もしくは、もう少しポジションを落として例示するか、といったようなことになるだろうと思う。（上妻委員長）

A. 環境省側の宿題として、環境配慮促進法のレビューのところ、主要なテンプレートは見直しをしっかりと、重要なものを出していくように、と言われている。そうした点について、

少し丁寧に説明を加えることで対応したい。(猿田課長補佐)

A. この KPI 一覧のところ、もしグラフなどを書くとしたら、このところだけに書くようにすれば良い。そこから先は、似たような表はあまり書かないようにしたほうが、すっきりしていだろう。そうした、強弱をつけるなり、参考開示様式の 3 以下のところは他のところで考えるようにするなりして、ちょっと 1 とか、1 を中心に、数値データだけを時系列で書いていくような、特に KPI と考えられるものを、ごく絞って書いていくといったスタンスで、少し修正することとする。(上妻委員長)

C. KPI の例示として、一番最初に、温室効果ガス排出原単位が出てきているが、環境省がガイドラインとして提示する内容でもあるため、GHG 排出量の絶対量としたほうが、良いのではないか。p.52 (魚住委員)

A. 例示とはいえ、重要な点なので、検討します。(上妻委員長)

2. 第 5 章 「環境配慮経営の状況」を表す情報・指標 について 討議

C. 「バリューチェーンマネジメント」という言葉は、もう一般的に使ってもいいほど普及している言葉だろうか。この「バリューチェーンマネジメント」とは、いわゆる「サプライチェーンマネジメント」と同じだとすれば、「サプライチェーンマネジメント」は環境とは全く関係のない管理手法のことであるため、誤解を招きかねない。「バリューチェーンの環境負荷を下げる」といった表現がよいのではないか。p.68 (國部委員)

A. 「バリューチェーンマネジメント」については、用語集に掲載する予定。環境配慮経営をするときに、川下、川上、それから事業エリア、一体になってその、トータルに環境負荷を下げる、という考え方を説明することとする。また、5 章においては、6 章に挙げたパフォーマンス指標にも関連して出てくるところもあるため、そうした関連性があるということについて、第 6 章と関連付けて書くことが適切な場合がある、といったような文言を付記するような形で、修正することとする。例えば、5 章と 6 章との関連がわかるよう、5 章の冒頭に付加するなど。(上妻委員長)

C. 弊社では、あえてバリューチェーンという形で、社内・外の活動を、くくりだしてはならない。そのため、今回のガイドラインの特徴でしようが、工場での内容は、6 章で取り上げることとなるようでは、ハイライトが当たりすぎてしまう。5 章 6 章について (古田委員)

A. バリューチェーンに関する第 5 章と第 6 章との関係が、わかりにくいので、関係がわかるようなセクションをどこか 1 つ設け、説明を付記する方向で検討させていただく。(上妻委員長)

C. 青く塗った部分で、事例として、国連グローバル・コンパクト、MDGs、などと挙げられているが、選択した基準などを明確にしたほうが良い。p.58 (富田委員)

A. 検討いたします。別途、ご意見を伺いにいくことがあるかもしれませんが、よろしく願いいたします。(上妻委員長)

C. 「製品サービス等 / 研究開発における環境配慮」については、「製品・サービス」と「研究開発」の併記に違和感がある。p.72 (富田委員)

A. ご指摘の通り。見出しより、「研究開発」を削除することとする。(上妻委員長)

C. 「バリューチェーンマネジメント」といえば、国によっても産業によっても違うと思うと思われる。「マネジメント」というあっさりした言葉で片付けるのではなく、「バリューチェーンの負荷低減」や「グリーン化の推進」などにしてはどうか。p.68 (西堤委員)

A. 皆さんのご意見を踏まえて、「バリューチェーンマネジメント」という言葉は、やはり避けたいほうがよさそうですので、「バリューチェーンにおける環境配慮の取組の状況」などに修正することとする。(上妻委員長)

C. 冒頭の囲みの文章で、「環境配慮経営では」に続いて、気候変動や水、エネルギー、化学物質までは判るが、「砂漠化」までも、バリューチェーンでやれ、というのではなく、本当にやらねばならないことと、余力があればやればよいこと、など、区別して欲しい。p.68 (西堤委員)

C. 輸送の解説の書き出しの部分が、前回の 2007 年版だと、前置きがあって、そこで自動車輸送云々と続いていたが、今回の様に、いきなりここで自動車輸送が出てくると、何も対応できていないような誤解を招くかもしれない。統計的に見ても、ここ 5 年ほど、かなり統合的対策や努力もあり、下がってきているので、そうしたことなど踏まえた、ソフトな書き方として欲しい。p.75 (西堤委員)

A. 特定の産業について、何かその、欠陥があるような書き方にするというのは、公平ではないので、そうならないよう修正することとする。(上妻委員長)

C. 「記載すべき情報・指標」の内容が、それぞれの項目によって少しずつ違う点が気になる。5 章全般 (加藤委員)

A. 「記載すべき情報・指標」のその、レベル感がそろっていない点については、記述情報を中心に、取組の方針などについて、説明していただきたい、という趣旨を踏まえて、レベル感が統一できるよう修正する。(上妻委員長)

C. (7 章や 8 章などの) 後ろのほうで、財務情報や経済情報については、各章の中に入れ込んであるので、そこと連携しながら、といよように書いてあるものの、項目によっては、全くそうした言及がない箇所がある。そのあたり、統一感を持たせて整合させて欲しい。5 章全般 (八木委員)

A. 整合的になるように修正することとする。(上妻委員長)

C. 「製品・サービス」の環境配慮について、日本としては、国際的に見ても、環境に配慮した製品が、やはり売りどころと思われる。そのため、環境報告を作成する人は、こうした点をもっとアピールすればいいんだよ、ということが判るよう、ワクワクするような書き方でもしてあ

れば、良いだろうと思われる。メリハリをつけて「これやらないとリスクになるぞ」というのと、「これをもっとやると、メリットや機会になるぞ」というのを、書き方として、もう一工夫あれば、さらにいいと思われる。p.72（西堤委員）

A. この部分は、今回、目玉でもあるため、西堤委員がワクワクするような形で、書き直したい。また、後日ご相談に伺うと思いますが、よろしくお願いいたします。（上妻委員長）

C. 製品がエンドオブライフの話というのは、あくまでも「製品・サービスの環境配慮」の中に入れてしまうという考えでしょうか。今後は、結構、資源循環などを考えていけば、バリューチェーンという中で見ていけば、独立させなければならぬ項だと思うが、いかがでしょうか。弊社の例で言えば、ワールドワイドにリサイクルの仕組み、回収の仕組み、それからリサイクル拠点というものを配備しているため、それなりのページを割いて、エンドオブライフのところについては、説明している状況にある。これは業種によっても違い、ただ単に外部に委託しているところもあるかもしれないので、バリューチェーンで考えるのであれば、中に包含する場合もあるかもしれない。とはいえ、設計だけの話ではなく、実際のオペレーションの話として、十分書くに値することはあると思われる。p.74（古田委員）

A. 区分としては、独立させる方向で、少し検討いたします。またご相談にあがると思いますので、よろしくお願いいたします。（上妻委員長）

C. 一番下の「なお」の部分に、拡大生産者責任とか、リサイクル法が書かれているが、製品サービスに関して、今時の企業が取り組んでいるのは、リサイクル法対応というよりは、もう少しダイナミックなやり方、例えば下取りや、中古品の活用、リユースや修理など、ではないかと思われる。あまりに家電や自動車リサイクル法などに偏っている気がする。p.73（佐藤委員）

A. そうした視点で少し検討いたします。（上妻委員長）

3. 第6章 「個々の環境負荷及び環境配慮等の取組に関する状況」を表す情報・指標 について 討議

C. 本日、遅れて参りましたので、申し訳ありませんが、これより前の部分について、コメントさせていただきます。「はじめに」では、世の中悪くなっていく、ということが強調されすぎている印象がある。環境報告は、企業の反省文を書くのではなく、企業が自主的取組を促進することによって、社会に貢献するということを目的としているので、あまり強調しすぎてはいけない。2ページ目の冒頭も、「環境問題の深刻化により」とあるが、日本においては、環境問題については、かなり改善されてきた部分もあるため、この取組を世界にさらに広げていこうという感じの部分もあると思う。p.1、p.2（佐藤委員）

A. 1、2ページ目については、確かに、危機をあおっても、ガイドラインとして、全く意味を持たないため、見直すこととする。（上妻委員長）

C. 94ページの解説の、COP17、COP16のあたりの書き方は、書き過ぎではないかと思われる。

今後、世界的な合意などについては、まだ不安定なところもあると思うが、企業としては、そうした規制の有無は別として、着実に取組みを進めなければならないことであると思われる。また、96ページの公共用水域の水質などに関して、上乘せ条例があちこちできている、という話がかかれているが、どちらかというところ今日の企業対応としては、基準よりも、どのぐらい上となっているか、ということを書いている。あまり、法律などについて、書く必要はないような気がしている。文中に、「我が国としては」と、国のスタンスがかかれているが、環境報告書ですので、「企業としては」というように整理して欲しい。国レベルでの取組は、一時的にもいろいろと、行きつ戻りつしようとも、企業としては、着実に進んでいって欲しいものである。p.94、p.96（佐藤委員）

A．行政として押し付けがましくならぬよう、修文することとする。（上妻委員長）

C．6章のタイトルに「個々の」とあるが、違和感がある。他に比べ、ウェイトが低い印象がある。p.78（國部委員）

A．かつての「事業活動に伴う環境負荷及びその低減にあたって」に戻す。（上妻委員長）

C．「マテリアルバランス」の図表の中で、この内部は、内部循環のものと、それから負荷物質のあるストック、というのを新たに付け加えられているが、ここは、マテリアルバランスのインプットとアウトプットに絞ったほうが、すっきりしているのではないかと。p.82（國部委員）
（これに関連して、その他、意見多数）

A．皆様のご意見を踏まえて、マテリアルバランスの一番上のところだけを、6章の冒頭に残して、事業エリア外とそれからストックについては、削除する。また、これらについては、他のところで数値データなり、文章として書いていただくということとし、マテリアルバランスの中に入れないこととする。（上妻委員長）

C．このガイドライン全体としては、基本的に連結ベースで、連結子会社も含めて、連結のデータを開示していくべきだ、と原則として書いてある。にもかかわらず、6章では、やはり個別事業所のデータをこと細かく書け、というふうに読めてしまう。（7）情報についても、事業所やロケーションなどと紐づかない限り、連結などで出しても、意味を持たないということになりかねない。このあたり、バランスの悪さを感じる。p.105（古田委員）

C．直接環境影響に関連する6章のところでは、連結の全体の数字ばかりではなく、サイト単位などの情報の開示を要求している箇所もあるかと思う。そういう意味では、こうした危険物質についても、地域単位、事業所単位でやはり、重要性があり、何か事故でも起きた際には、非常に大きな被害が考えられるような保管量については、開示するのが望ましいと考える。（魚住委員）

A．105ページの「記載すべき情報・指標」の、アイウの3つのうち、イとウを「重要性がある場合に」の方に移すこととする。（上妻委員長）

C．生物多様性についての個々の企業の目標や実績は、どこまで書けるものか、悩ましいところ。どのような指標がいいかについては、経団連などでも、今、相談してるような段階なので、先

走りすぎている印象がある。また、解説のところ、できれば、生物多様性になぜ取り組まねばならないのか、しっかり取り組まないリスクがあるよ、とか、取り組めばこういうメリットがあるよ、とかいった点にも言及して欲しい。 p.107 (西堤委員)

A. 生物多様性の「記載すべき情報・指標」の中から、イトウについては「重要性がある場合に記載する」というところに移すこととする。また、解説の中で、ビジネスの方々に対して、この問題が直接、将来の収益性云々にも、密接不可分に結びついているということがわかるような説明を、1パラグラフに追加することとする。(上妻委員長)

C. 97 ページの「記載すべき情報・指標」の中で、総量、濃度、および数値情報、それで硫黄酸化物、窒素酸化物、VOC の排出量およびその濃度、騒音規制法における測定等の状況、それから振動規制法における振動等の状況、悪臭防止法における悪臭等の状況。で、こういうデータを記載すべきだ、と書いてあるが、もともと、法律も含めて、測定器具を持っている事業者は少ないと思われる。やはり重要性をしっかり事業者で判断して、載せるべき場合には載せる、として良いと思われる。また、99 ページの大気汚染防止法も同様で、重要性をきちんと判断した上で、個別の数字はきちんと出す、という程度で良いと思われる。みんなこれを出すべき、とした途端に、すごくハードルが高くなるという気がする。 p.97 (古田委員)

A. 数値情報に関してはですね、前のガイドラインを参照しながら、重要性の要素を加味して、開示するように、全般を通して検討することとする。(上妻委員長)

4 . 第 7 章以降について 討議

C. 111 ページの「記載すべき情報・指標」に、「経済的側面の状況に関する「記載すべき情報・指標」は、第 5、6 章において記載した事項に含まれます」とあるが、意味が判りにくい。5 章、6 章には、こういう経済情報は見当たらないので。 p.111 (國部委員)

C. 趣旨としては、その中に、そこを書くときに、経済的側面も関係するものについては、配慮して書いていただきたい、ということである。(猿田課長補佐)

A. わかりにくいということであれば、基本的にはその重要性判断で書いていただく、といった修正とする。(上妻委員長)

C. 「マテリアルフローコスト会計」については、英文の略称で「MFCA」というのも一般に使っているの、それを追記して欲しい。また、参考資料として、昨年出た ISO 14051 についても、加筆して欲しい。 p.115 (國部委員)

A. そのように修正する。(上妻委員長)

C. 110 ページの(1)と(2)の関係は、結果として会計的にみると、(1)は、要するに企業に直接的なキャッシュフローに影響するもの。(2)は、直接的なキャッシュフローには影響しないけれども、社会的には、ということであれば、そういう面も加筆していただければ、非常にわかり易くなると思われる。 p.110 (市村委員)

- A . 110 ページの(1)と(2)に、キャッシュフローに関連した説明を付け加えることとする。(上妻委員長)
- C . 112 ページの「記載にあたっての留意点」の7番目、「利用者が、実績額と見積額を混同しないよう留意して記載する必要があります」とあるが、どういう意味なのか。p.112(市村委員)
- C . これは、見積を計上しているものか、そうじゃないのかということについて、混同しないように、配慮して書いてください、という趣旨であった。(猿田課長補佐)
- A . そのような意味がわかるよう、もう少し修文する。(上妻委員長)
- C . 113 ページの の矢印の2つ目が「環境配慮経営に関連する社会的経済的な利益及び損失(数値情報)」とあり、矢印の3つ目が「環境負荷及び環境保全効果の経済価値評価」とある。これらの関係も、非常にわかりづらい。p.113(市村委員)
- A . 2番目と3番目は、キャッシュフローが発生しているかどうか、で分けている。この分け方が判りやすいかどうかについては、議論があるため、変わる可能性もある。3番目の方は、環境会計のガイドラインにおいて、参考として出ているもので、環境保全効果を経済価値評価をする方法のことで、従来の経済効果には含まれていないもの。多少混乱があるのはおそらく、企業に発生しているキャッシュフローなのか、そうではなく税金などの形で自治体や社会全体で発生しているキャッシュフローか、という区別が、実は一緒になってしまっていて、入れ子構造となっている点にある。改めて組み直して説明したほうが、わかりやすいのかもしれないので、事務局と検討してゆきたい。(八木委員)
- C . また、矢印の2つ目の四角の中の、その「環境配慮型の調達によるサプライヤーにおける経済的な効果」と、それからその中のカッコの「協働取組による新製品売上」と「コスト削減の推計値」で、「コスト削減の推計値」の方は何となくわかるが、「協働取組における新製品の売上」というのが、よくわからない。p.113(市村委員)
- A . わかりづらい点があるため、改めて整理し、わかり易くする。(猿田課長補佐)
- C . 四角の中のもう1つ、一番後ろのポツに「環境汚染等による地域社会での経済的負担額」とあるが、「地域社会での経済的負担額」ならば、確かにこれ社会的側面にもなるし、もし、この環境汚染で訴訟されて、その賠償金額等が払わされるということになれば、企業の直接的な経済、キャッシュフローにも影響するのかもしれない。そこで、非常に難しいのは、この「社会における経済的側面」と「企業の側面」というのは、おそらく企業は、環境活動を、環境活動だけのためにやるようなことはなく、何らかの形で企業価値を上げる、という意味でやっていると思われる。そうすると、この「社会における経済的側面」とは、確かに、社会が負担すべき金額とか、あるいは顧客がセーブできる金額というものもあるが、その一方で、裏返してみれば、その企業のブランド価値を上げる、あるいは客の購買意欲をかき立てるといった、そういう面があるかもしれないという気がする。こうした金額を算定することも、もしかしたら重要なかもしれないが、それだけで終わらせるのは、どうなのかなという疑問を感じる。もし、全体的に企業に、どのように企業価値に影響するかというのが把握できるとすれば、統合報告

的な形にも結びついてくる。つまり、あらゆる事業が企業価値を高めるんだ、ということを主張できるかもしれないという気がした。p.113(市村委員)

C. ご指摘の通り、企業が負担するものがあるということは考えられるが、ここでは、地域社会の方の、事業者が負担していないものについて書いていくというイメージを持っている。(猿田課長補佐)

C. 一番申し上げたかったのは、この、社会における経済側面の状況を、社会が負担すべきキャッシュフロー、あるいはその経済的価値で表すというのは、非常に素晴らしいことだと思う。これが、企業活動を通じて環境活動を行うことによって、どのように企業自体の価値創造につながるのか、ということまで反映できれば、非常に素晴らしいものになっていくだろうということ。(市村委員)

A. そうした面も含め、事務局やWGのほうで、調整のうえ、修文する。(上妻委員長)

C. 111ページの「重要性がある場合に記載する情報」の矢印の1つめは、「環境配慮経営に関する財務数値(環境会計情報等)」としてはどうか。p.111(古田委員)

A. 他の、クレジットのことなどにも言及してあることや、矢印3つ目の環境会計との関連をどうするのか、などあるため、検討させていただきたい。(上妻委員長)

C. 矢印の5個目の「災害・事故等による財務影響等」に関して、現状では、過去、報告年度に起こったことに関しては、恐らく書けると思われるが、将来の予測、発生可能性の部分については、趣旨はわかるが現実的には書けないと思われる。p.111(古田委員)

A. このカッコ書き(将来予測、発生可能性など)は、削除することとする。(上妻委員長)

C. 全体を通して、GRIガイドラインに対する言及がないのは、何かを意図しているのか。(富田委員)

A. 現在、GRIガイドラインが改訂中だということもあり、なるべく言及しない方が賢明だろうと考えていたが、名前を出さないのは、あまりよくないし、実際に多くの事業者が使われていることもあり、冒頭あたりのところで、どこか言及することとする。(上妻委員長)

C. 佐藤委員より、1ページの冒頭では、より前向きに、といったご意見があったが、ここで、グリーンイノベーションという表現が出てくる割には、内容が全般的に、継続的改善のような報告になっているような印象がある。もっと前面に出した方がいいと思われる。p.1など(富田委員)

A. 言及するなら、5章になると思われる。戦略などが書いてあるところに、(2)などの形で、区分表示する方向で検討させていただく。(上妻委員長)

C. 第7章、第8章には、それぞれ1節しかないため、節の題が章の題と同じとなっている点は、工夫した方がよい。7章、8章(國部委員)

A. では、7章にまとめて、7章の中に、経済と社会の話題を書くこととする。(上妻委員長)

- C . 8 章で、ISO 26000 の主要課題との整合性などについては、ご検討いただきたい。8 章（國部委員）
- C . 対照表のようなものを付してはどうか。（上妻委員長）
- C . 対照表を付すのも良いが、ISO の中に出ている、こっちに出ないものも数多くあると思われる。ISO を全部あわせるべきかどうかは別としても、あの中にある項目を精査されて、入れるかどうかの判断をしてはどうか。（國部委員）
- A . 基本的に、重要なものは採用するように考えてきた。文言として入っていないので、26000 に関しては、どういう取り扱いをしたかについて、若干言及することとする。（上妻委員長）
- C . 6 ページの「今回の改訂にあたっての基本方針」の 2 つ目については、はたして、本当に今まで未実施の事業者にとって、新たな環境報告の実施につながるのかといわれると、ちょっと疑問に思う。例えばこれを 20 ページぐらいに要約というかダイジェストして、これをやれば最初の人でも作れる、というような工夫をしていただかなければ、この目的を書き遺しておくのでは、ちょっとすっきりしないと思う。p.6（西堤委員）
- A . この部分については、「環境報告の概要」といわれるところを、それに当てようとしていた。ここの文章の書きぶりも含めて、検討させていただきたい。（上妻委員長）

以上